

# 淡路地域都市計画区域マスタープラン の見直し素案に係る説明会

洲本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
淡路都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
南あわじ都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

令和7年6月20日(金)

兵 庫 県

【都市計画法第6条の2】  
都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発、及び保全の方針を定めるものとする。

## 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 －都市計画区域マスタープラン－

- 長期的な視点に立った将来像を明確にし、その実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方向性を示すもの
- 「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の指針

※社会経済情勢の変化に対応するため、概ね5年ごとに見直し

## 現状・課題

### 避けがたい変化

人口減少・超高齢社会

自然災害の頻発化・激甚化

都市施設の老朽化

### 国際社会・経済からのニーズ

地球環境・生物多様性の保全

産業立地ニーズの変化

ポストコロナ社会における暮らし方、働き方の変化

## 目指すべき都市づくりの方向性

### I 持続可能な魅力と活力あふれる都市づくり

- 1 地域連携型都市構造の実現
- 2 魅力ある多様な拠点の形成
- 3 兵庫の成長を支える産業立地の推進
- 4 民間投資の積極的誘導
- 5 新技術を活かしたまちづくりの推進
- 6 地域の個性と魅力を活かした交流まちづくりの推進

### II 誰もが安全・安心に暮らせる都市づくり

- 1 都市における防災・減災力の向上
- 2 子ども・子育てにやさしい都市づくりの推進
- 3 ユニバーサル社会づくりの推進

### III 環境と共生する都市づくり

- 1 脱炭素型の都市づくりへの転換
- 2 グリーンインフラの活用の推進
- 3 森林の保全・整備
- 4 「農」の保全と土地利用との相互調和

## 連携と共創

県・市町間の  
連携強化

県民・企業など  
多様な主体との共創

## 第1 基本的事項

- 1 役割
- 2 対象区域
- 3 目標年次
- 4 地域の概況
  - (1)地勢
  - (2)土地利用
  - (3)人口・世帯数
  - (4)交通

## 第2 淡路地域の都市計画の目標等

- 1 都市計画の目標
  - (1)地域の魅力・強み
  - (2)地域の課題
  - (3)目指すべき都市構造
  - (4)都市づくりの重点テーマ
- 2 区域区分の決定の有無及び方針
  - (1)区域区分の決定の有無
- 3 都市づくりに関する方針
  - (1)土地利用に関する方針
  - (2)都市施設に関する方針
  - (3)市街地整備に関する方針
  - (4)防災に関する方針
  - (5)環境共生に関する方針
  - (6)景観形成に関する方針
  - (7)地域の活性化に関する方針

参考図

## (1) 役割

- 地域の将来像の実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方向性を示す
- 「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の指針

## (2) 対象区域

- 洲本市、淡路市、南あわじ市の3市

## (3) 目標年次

- 令和32年(2050年)の都市の姿を展望しつつ、令和12年(2030年)



## (4) 地域の概要

### ■ 地勢

- 南は大鳴門橋で徳島県に、北は明石海峡大橋で神戸市につながる瀬戸内海最大の島である淡路島と沼島等からなり、面積は約596km<sup>2</sup>
- 北部は津名丘陵が広がり傾斜地が多く、中部の先山山地、南部の諭鶴羽山地、西淡山地に挟まれて、三原平野、洲本平野が広がっている。

### ■ 土地利用

- 海岸線に沿って港湾や漁港を有する市街地や集落が点在し、城下町として開かれた洲本にまとまった市街地を形成
- 洲本IC周辺や国道28号等の沿道で商業施設等の開発が進展

### ■ 人口・世帯数

- 人口約12.7万人、世帯数約5.2万世帯(令和2年)

### ■ 交通

- 神戸淡路鳴門自動車道が南北に縦貫し、国道や県道等が主要道路となり、高速バスが、神戸、大阪、四国方面へ連絡

## 第1 基本的事項

- 1 役割
- 2 対象区域
- 3 目標年次
- 4 地域の概況
  - (1)地勢
  - (2)土地利用
  - (3)人口・世帯数
  - (4)交通

## 第2 淡路地域の都市計画の目標等

- 1 都市計画の目標
  - (1)地域の魅力・強み
  - (2)地域の課題
  - (3)目指すべき都市構造
  - (4)都市づくりの重点テーマ
- 2 区域区分の決定の有無及び方針
  - (1)区域区分の決定の有無
- 3 都市づくりに関する方針
  - (1)土地利用に関する方針
  - (2)都市施設に関する方針
  - (3)市街地整備に関する方針
  - (4)防災に関する方針
  - (5)環境共生に関する方針
  - (6)景観形成に関する方針
  - (7)地域の活性化に関する方針

参考図

## (1)地域の魅力・強み

### ① 都市近郊の島

明石海峡大橋等で本州、四国と結ばれた立地  
地方移住、リモートワークなどの好適地



明石海峡大橋  
(淡路市)

### ③ 自然の恵み

温暖な気候と豊かな自然があふれる淡路島  
美しい景観等をテーマとした観光施設の立地



鳴門海峡の眺望  
(南あわじ市)

### ② 歴史的背景とストーリー性

日本遺産に認定された国生み神話  
万葉集に詠われた海や景観



「はじまりの島」  
として日本遺産  
に認定

### ④ 盛んな農畜産業・水産業

「淡路島たまねぎ」「淡路島ビーフ」「淡路島3年とらふぐ」などの地域ブランド



三原平野の  
たまねぎ畑  
(南あわじ市)

## (2)地域の課題

### ■ 土地利用に関する課題

- 都市機能の維持や既成市街地等への計画的な誘導
- 開発需要に対応した土地利用の規制・誘導等

### ■ 巨大地震災害のリスク

- 南海トラフ地震発生に伴う強い揺れや津波浸水のおそれ
- 地区防災や災害時要支援者対応などきめ細かな対応

### ■ 人口減少・高齢化に対応した地域活力の維持

- 空き家等の管理、日常生活の利便性の確保
- 集落でのコミュニティや生活環境の維持

### ■ 水害のリスク

- 洲本川、三原川水系等の流域全体での総合的な治水対策

# 1 都市計画の目標

## (3) 目指すべき都市構造

### 現在の都市構造

- 三原平野や限られた臨海部の平地に市街地が島状に分布し、その周辺の地域に集落が点在
- 幹線道路により自動車利用を中心とした交通ネットワークが形成

### 将来の都市構造

- 地域拠点間での都市機能の相互補完と地域外との連携強化により広域での都市機能を確保
- 交流人口増加や地域活性化に向け、広域交通ネットワークを強化し、滞在型観光等の交流を促進
- 市街地では、豊かな自然や歴史・文化、産業を生かした市街地の形成
- 市街地以外では、集落の機能維持や、地域活性化活動を促進、自然と調和した地域環境の形成、広域的な水と緑のネットワークを維持・保全



## (4)都市づくりの重点テーマ

### ① 津波・高潮対策の推進

- ・ 防潮堤の対策などを計画的に推進
- ・ 浸水被害想定地域南部で、津波防災ビルの指定や避難路の整備、防災に配慮した土地利用の検討



福良港の防潮堤  
(南あわじ市)

### ② 大阪湾ベイエリアの活性化

- ・ 海外富裕層観光の取込に向けたラグジュアリーホテルの誘致、多様な広域交通ネットワークの形成
- ・ 高速バス・高速船と路線バス等の接続改善・利便性向上



須磨・淡路島 海上航  
路導入実証実験

### ③ 地域資源の積極的活用

- ・ 空き施設等の再生・活用等による交流の場を創出
- ・ 大鳴門橋自転車道設置など島内の走行環境を整備し、サイクルーツーム等の展開を促進



廃校を活用した  
複合観光施設  
(淡路市)

### ④ 集落の地域コミュニティ維持

- ・ 公共交通ネットワークの維持・確保
- ・ 生活サービス機能の集約・確保、生活の質の維持・向上
- ・ 空き家等活用で都市住民と交流、二地域居住等を促進

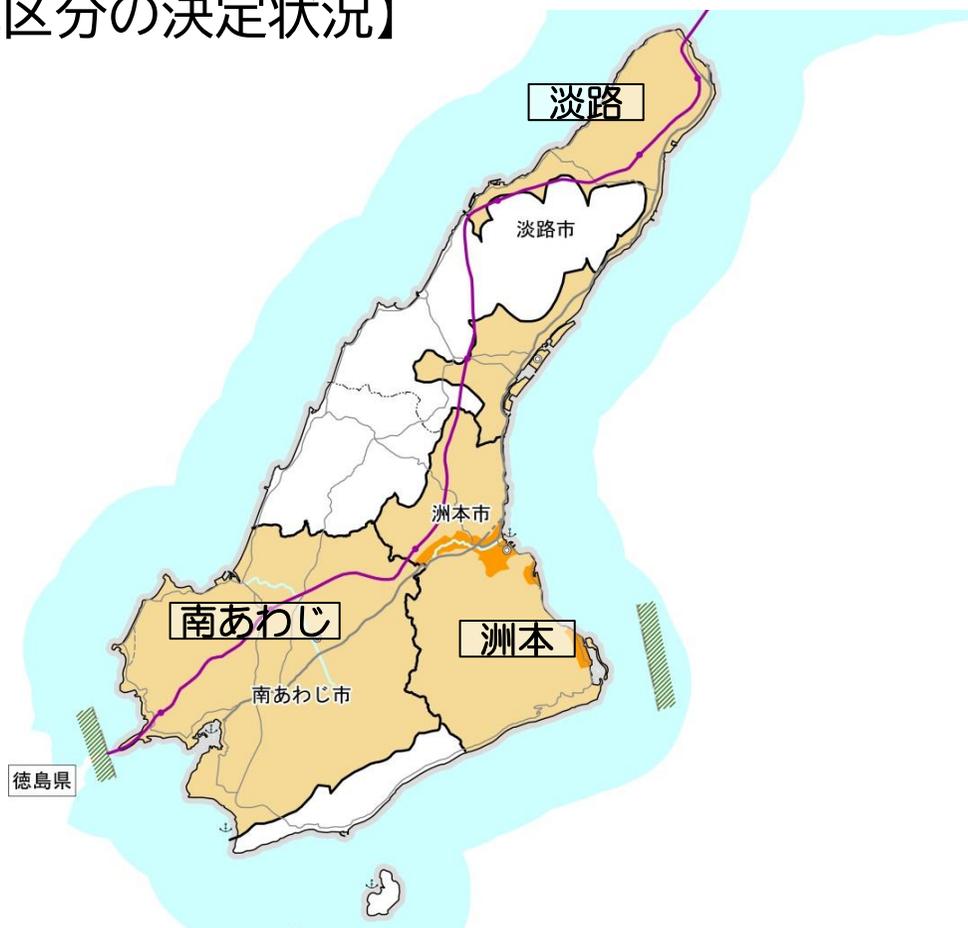


コミュニティバス  
(淡路市)

### (1) 区域区分の決定の有無

- 洲本、淡路、南あわじ都市計画区域においては、急激かつ無秩序な市街化の進行は想定されないことから区域区分は定めない

#### 【区域区分の決定状況】



## (1) 土地利用に関する方針

### ア 地域の特性に応じた土地利用コントロール

- 山並みや海岸線、伝統的な生活文化や産業等を生かしたまちづくり
  - ▶ 都市計画法や緑条例等に基づく規制誘導手法を活用した重層的な土地利用コントロールを推進
- IC周辺、国道等の沿道等
  - ▶ 特定用途制限地域や地区計画等を活用し、周辺環境と調和した計画的開発を誘導

### イ 計画的な整備・改善による市街地の質の向上

- 緑条例に基づく「まちの区域」
  - ▶ 人々の居住や都市的な活動の場となる良好な市街地環境を形成
- 新たな産業拠点の形成が見込まれる津名地域臨海部、国道28号の洲本IC周辺等において産業立地を促進

## (2) 都市施設に関する方針

### ア 交通施設

- 広域連携軸や地域内連携軸に位置付けた道路の整備を推進
- 陸路・海路・空路といった多様な移動手段による広域交通ネットワークを形成
- 大鳴門橋における自転車道整備をはじめ、自転車利用環境の整備を推進
- コミュニティバスの運営やデマンド交通の運行支援など、地域の状況に応じた移動手段の確保

### イ 公園・緑地

- 慶野松原や五色浜等に代表される豊かな自然を保全
- 公園・緑地を生かしつつ、史跡や文化財と一体となった身近な緑や水辺を保全

### ウ 河川・下水

- 治水・利水、生態系、水文化・景観に配慮した河川整備を推進
- 公共用水域の水質保全等のため公共下水道等の更新・整備及び適正な維持管理

## (3)市街地整備に関する方針

- 既成市街地での都市機能を充実
- 古民家や町家の空き家等を活用した観光交流、二地域居住や移住を促進
- 災害に強い市街地の整備
  - ▶ 漁業集落等の密集市街地における道路、公園等の整備
  - 建築物の耐震化・不燃化
  - 地区の特性に応じた防災対策
- 「夢舞台サスティナブル・パーク」
  - ▶ 医療・福祉、産業、商業の複合的な拠点形成を促進
- インターチェンジ周辺
  - ▶ 広域交通ネットワークを生かした産業や観光振興に資する拠点の形成

## (4)防災に関する方針

### ア 防災拠点の整備とネットワークの形成

- 淡路広域防災拠点等と地域防災拠点等との連携
- 緊急輸送道路の整備、橋梁の耐震化、無電柱等
  - ▶ 緊急輸送体制の確保

### イ 都市の耐震化・不燃化等

- 建築物の耐震化・不燃化、延焼防止に資する緑地の整備、上下水道等のライフラインの耐震化を推進

### ウ 水害・土砂災害等に強い地域づくり

- 流域治水関連法や総合治水条例に基づく総合的な治水対策を推進
- 「兵庫県高潮対策10箇年計画」に基づき防潮堤嵩上げ等を推進
- 災害危険区域等の災害レッドゾーン等での市街化の抑制

## (5) 環境共生に関する方針

### ア 脱炭素化の推進

- 住宅・建築物の脱炭素化
  - ▶ ZEH等のエネルギー効率の優れた建築物の普及  
住宅・建築物の木質化や省エネ改修の促進
- 過度な自家用車への依存からバスや自転車等への転換
  - ▶ バス路線の維持・利便性向上や自転車通行空間の整備等

### イ グリーンインフラの活用

- 洲本川や三原川、ため池などの水辺空間、森林や市街地内の緑化空間等を有機的につなぎ、景観、環境、防災・減災、生物多様性など多面的な効用を有する水と緑ネットワークを形成・充実
- 「農」と調和した計画的な土地利用
- 多面的機能を有する諭鶴羽山地や津名丘陵などの森林の保全や都市における森林資源の活用を推進

## (6) 景観形成に関する方針

- 津名丘陵や諭鶴羽山地、洲本川や三原川、周圀の海岸線等の美しい自然景観を保全
- 山並み、海岸線、文化的景観、歴史的な景観など、淡路島特有の景観などの継承、花と緑あふれる「公園島淡路」の魅力あふれる景観を創出

## (7) 地域の活性化に関する方針

- 食のブランド、サイクルツーリズム、海洋性レクリエーション等を生かした観光交流の促進
- エネルギーと農を基盤に暮らしが持続する地域社会の実現を目指す「あわじ環境未来島構想」の取組の促進
- 集落の地域コミュニティを支える拠点において、生活サービス機能の集約・維持を図る